

# 防府市公共交通等在り方検討会設置要綱

令和8年4月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、近年、深刻化する超高齢社会、物価高騰といった社会情勢の変化等を踏まえ、誰もが安心して移動できる環境を確保するため、公共交通をはじめとする移動支援サービスの見直しに向けた協議を行うため、防府市公共交通等在り方検討会（以下「検討会」という。）を設置し運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 検討会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置き、総合政策部次長をもって充て、副会長に福祉部次長を充てる。
- 3 委員及びオブザーバーの任期は、所管事務における必要な見直しを終了する日までとする。

## (職務)

第3条 会長は、検討会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

## (所掌事務)

第4条 検討会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 高齢者等バス・タクシー運賃助成事業
- (2) 心身障害者福祉タクシー助成事業
- (3) 地域移動支援応援事業
- (4) 送迎バスの空席活用等の地域輸送資源の活用
- (5) 地域クラブバスの空き時間の活用
- (6) その他移動支援に関すること

## (会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 検討会の会議の議長は、会長とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 検討会の運営に関し、庁内の連携を密にし、検討会の運営を補佐するため、検討会に作業部会を置く。

2 作業部会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

(事務局)

第7条 検討会及び作業部会の事務局は、総合政策部政策推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の目的を達成するため必要な事項は、会長が検討会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

(委員)

総合政策部次長、福祉部次長、政策推進課長、地域振興課長、高齢福祉課長、障害福祉課長

(オブザーバー)

学校教育課課長補佐

別表2 (第6条関係)

以下に所属する係長級もしくは課長補佐級職員

政策推進課、地域振興課、くらし安全課、高齢福祉課、障害福祉課、学校教育課